

那 覇 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和2年度（2020年度）第22回（定例会）

署名人 平良 浩

教育長 田端 一正

開催日時 令和3年（2021年）3月24日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後3時15分

開催場所 那覇市役所11階 1101A・B会議室

出席者

〔教育長・教育委員〕

田端一正教育長、本仲範男委員、喜屋武裕江委員、平良浩委員、仲本千佳子委員

〔事務局職員〕

【生涯学習部】山内健部長、田端睦子副部長

（総務課）仲程直毅課長、平良美夏副参事、平安真希子主査、平良俊弥主査

【学校教育部】武富剛部長、森田浩次副部長

（学校給食課）砂川龍也課長、大田修副参事兼学校給食センター所長、久貝斉主幹

【市民文化部】比嘉世顕部長

（文化財課）玉城安明副参事、鈴木悠学芸員

議事日程 ※議事日程1、2は非公開

1 報告1 教育長が臨時代理したことについて【学校教育課】

※教職員（管理職）の異動について内申

2 報告2 職員人事（採用）に関する教育長の専決について【総務課】

※任期付調理員及び再任用職員の採用

3 議案第40号 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について【学校給食課】

4 報告3 第2次教育振興基本計画の進捗状況について（文化財課関係分）【文化財課】

5 報告4 令和2年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について【総務課】

6 議案第41号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について【総務課】

会議録作成（総務課）松井都矢子主査

田端教育長 それでは令和２年度第２２回教育委員会会議（定例会）を開催いたします。本日の会議録署名は平良委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

まず初めに、会議の非公開について、委員の議決を諮りたいと思います。報告１及び報告２は人事案件であるため、非公開とすることが適当であると思われます。報告１及び報告２を非公開としてよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。では非公開といたします。関係者以外の退席をお願いしたいと思います。

～ 非公開 ～

～ 非公開 ～

田端教育長 非公開を解きます。

田端教育長 議案第４０号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 議案第４０号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和３年３月２４日提出。教育長 田端 一正。提案理由 給食センターの効率的な調理業務を確保するため、勤務時間の見直しを行う必要があることから、この案を提出する。詳細につきましては、学校給食課が行います。

田端教育長 大田学校給食課副参事、お願いします。

大田副参事 １ページをご覧ください。特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則です。改正前と改正後のほう比較できるようにしております。改正前、職員の範囲、学校給食センターに勤務する職員、勤務時間の割振りが、月曜から金曜までの８時１５分から１７時まで。これを改正後、勤務時間の割振りは、月曜から金曜日まで（１）７時１５分から１６時まで、（２）８時１５分から１７時まで、（１）または（２）のうちから所属長が定める。

２ページ、改正理由については、改正理由を読む形で説明をして行きます。現在、那覇市の学校給食センター勤務の本務調理員の勤務時間は８時１５分から１７時までとなっている。しかしながら給食センターにおける調理業務は単独調理場と異なり、配送する時間を考慮して単独調理場に比べ早めに給食を仕上げる必要がある。よって器具のチェック等、調理作業の前準備等を効率的に行う体制を整えるため勤務時間の見直しを行う。尚、勤務時間の変更について、２０２０年２月３日付で、職員労働組合教育支部からも要請文が提出されているところである。調理員は早めに出勤することが業務上有

効であるが、所長、副所長、栄養士については、教育委員会事務局等他課との連絡調整等があるため、調理員以外については現状の勤務時間（午前８時１５分から１７時までの勤務）の変更は行わない。調理場内の施設、器具の修繕等は洗浄作業後にしか行えない。その際器具等について熟知している調理員の立ち合いが必要になるため、１７時までの勤務する調理員を残しておくことも必要になる。上記をふまえ、勤務時間を２つに分け、（１）７時１５分から１６時まで（２）８時１５分から１７時までとし（１）（２）のうちから所属長が定めるとする。下の部分は割愛します。

３ページのほうが、労働組合から出されている要請文になります。

要請のほうでは、現在、８時１５分から１２時までと昼休み後１３時から１７時の勤務時間、これを７時１５分から１２時までと１３時から１６時までの一律の時間と要請は出ているんですけども、ただ、先ほど申しましたように、器具の修繕等もできますので、一部は残さないといけないだろうということで、２つに分けて、調理場での献立等も考慮しながら割り振るということになります。事務に関しては、事務局との調整等ありますので変更の必要性はないため今までとおり変更はありません。また、給食センターの栄養士は県の職員ですので、こちらの規則には該当していません。以上です。

田端教育長 ありがとうございました。只今の件について、ご意見、ご質問等、お願いしたいと思います。如何ですか。仲本委員、どうぞ。

仲本委員 要請文ですけど、始業時間前から作業にとりかかっている現状があるということで、前倒しで勤務されていた実態があつての要請だったと思うんですが、今回、対象にならない所長、副所長、栄養士などは、前倒しで勤務を早目に始めているという実態は、実際はないですか。

大田副参事 実態はないです。

仲本委員 大丈夫ですね。調理員が、前倒しをしないとイケないことになっているんですね。

大田副参事 当番を決めて勤務時間外手当等で対応しているところですが、やはり、それでも先にとなってくるので。

仲本委員 所長、副所長、栄養士、いわゆる管理職みたいな方達が居ない時間帯に、実際、作業をされる方達が出勤してくる１時間の勤務時間がありますが、この責任者が居ない時間帯に勤務することで、何か不都合と言うか、火は使われるので、防災的に火を扱う責任者が居ますよね。防災管理者というのは、大丈夫ですか。

田端教育長 いかがですか。

仲本委員 作業が、そういうふうなものを扱わないということであれば、別によいというものなのか。調理場だから、何か、問題になりそうですけれどもね。作業が始まってしまうと。

本仲委員 勤務時間の割り振りにについては、実務に応じた割り振りにしてあるということですので、要するに働きやすい環境づくりということですよ。

大田副参事 実際１時間早めに出て来ても、火を使うというよりは、主に、食材の受け入れと下処

理を行いますので水を使う。また、ボイラーについては、ボイラー管理者は委託で配置されていますので。

本仲委員 それがクリアできれば良いんじゃないですかね。

仲本委員 なるほど、分かりました。

田端教育長 よろしいでしょうか。ほかに、何か、ありますでしょうか。勤務の実態と必要性に合わせた形で勤務時間の割り振りを変えることが主旨となります。よろしいでしょうか。それでは議案第40号「特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。お疲れ様でした。

それでは報告3「第2次教育振興基本計画の進捗状況について(文化財課関係分)」の説明をお願いいたします。比嘉市民文化部長、お願いします。

比嘉部長 報告3「第2次教育振興基本計画の進捗状況について(文化財課関係分)」でございます。第2次教育振興基本計画(文化財課関係分)の進捗状況について別紙のとおり報告する。令和3年3月24日提出。教育長 田端 一正。文化財課関係で2件組織目標提出させていただいております。この2件の内容につきましては、文化財課玉城副参事のほうから、内容について説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

田端教育長 玉城副参事、お願いします。

玉城副参事 それでは報告いたします。令和2年度の文化財課の組織目標のうち、第2次那覇市教育振興基本計画に関連する2つの組織目標の進捗状況についてご説明いたします。市長部局においては、組織目標管理制度を導入しておりまして、お手元に配布しています資料は、その組織目標を管理するシートでございます。

まず組織目標の1つ目「所管4施設(歴史博物館、壺屋焼物博物館、玉陵、識名園)の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応」でございます。達成水準は「新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づく対応」とし、①ガイドラインの策定、②チェックリストに基づき確認を行うこととしており目標を達成しております。文化財課所管の4施設と共に策定したガイドラインを基に共通認識と状況共有しながら連携を行っております。又、ガイドラインに沿ったチェックリストを策定し、毎日、確認を行っております。2月末、現在、4施設の入場者数45,769人、このうち小中学生、高校生及び大学生が3,717人となっております。令和元年度に比べて約2割程度となっております。

次に組織目標の2つ目「収蔵庫の確保及びあり方の検討」でございます。こちらも目標達成でございます。達成水準につきましては、平成30年度に設定いたしました、企画調整課、財政課及び、今回は、環境保全課、それと廃棄物対策課を含めた関係課の職員を構成員とするワーキンググループを3回行いまして、那覇市民会館に一時的に収蔵している遺物を、識名霊園内の南納骨堂へ移転する予定となっております。今後も分散して所蔵している出土物や資料を1ヶ所で収納できる収蔵庫の確保を、収蔵・展示など

を備えた埋蔵文化財センターの建設について、継続して検討を行う予定となっております。以上が令和2年度の文化財課の組織目標の報告です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

田端教育長 ありがとうございました。では只今の件について、ご意見、ご質問等、お願いしたいのですが、如何ですか。平良委員、どうぞ。

平良委員 所管4施設の入場者数は、やはりコロナの影響で少ないですけれども、3密を避けるというか、何人迄入れてとか、規則みたいな形をとって、抑えているという形でしょうか。

田端教育長 比嘉部長、どうぞ。

比嘉部長 今回、お話があったとおり、コロナ禍の影響で、一時、閉館もございました。年度当初ですね。そういったものを踏まえながら、ガイドラインを作成する中で、国等からも出ている密を避けるための、来場者数50%以下等がございます。それぞれの施設で若干違いがございますけれども、入場制限を、施設に合わせて対応できる、3密を避ける体制で整備をしているので、こういう入場者数といった形になっております。

田端教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 この埋蔵文化財センターというのは、敷地というか、大体、どこら辺という土地の選定というのは。

田端教育長 玉城副参事、どうぞ。

玉城副参事 現時点におきましては、今回、ワーキンググループでの最終的な目標が、埋蔵文化センター建設ということになりますけれども、今、仲本委員がおっしゃったように、用地の取得とか、そういったことの確保もございますので、もう少し長いスパンでみる必要があるのかなというふうに考えている所です。

田端教育長 ほかにありませんか。大丈夫でしょうか。それでは、ご質問等がないということでありますので、報告3「第2次教育振興基本計画の進捗状況について(文化財課関係分)」は、これで終了します。ありがとうございました。

報告4「令和2年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」の説明をお願いします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 報告4「令和2年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」、令和2年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について別紙のとおり報告する。令和3年3月24日提出。教育長 田端 一正。報告理由 令和2年度におけるマネジメントシステムについて、那覇市教育行政マネジメントシステム要綱第6条の規定に基づき、その実施結果を報告する。内容は総務課から説明します。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 マネジメントシステムの目的について説明いたします。那覇市教育振興基本計画に掲

げる具体的な施策等を適切に進行管理し、教育行政の円滑な運営と主要事業の成果の向上を図ることを目的に実施するものでございます。具体的には当該年度における特に重要な事務事業を抽出し、その事業について、年度目標を定めて、PDCAサイクルにて進捗管理を行うというようにしくみでございます。1ページ中段の表1をご覧ください。達成状況を示しております。それから、その下の表2、こちらには達成状況の区分を記載してございます。この2つの表を合わせてご覧ください。達成状況につきましては、全事務事業が22件ございまして、達成が11件(50.0%)、概ね達成が9件(40.9%)、一部達成が2件(9.1%)、未達成はございません。達成と概ね達成を合わせますと20件(90.9%)となつてございます。2ページをご覧ください。マネジメントシステムの年間スケジュールでございますけれども、表のいちばん下のほうをご覧ください。本日、教育委員会会議で、この実施結果の報告をした後、全体の状況につきまして、各課に通知をし、ホームページ等で、その結果を公表する予定でございます。詳細につきましては、担当より説明をいたします。

田端教育長 平良主査、お願いします。

平良主査 それでは資料の4ページをご覧ください。4ページはマネジメントの達成状況集計表ということで、事務事業ごとの達成状況を一覧にしています。一覧表の真ん中に縦の列で年度目標の見直しの欄を、今回、設けています。これは8月の教育委員会会議でもご報告いたしましたが、今年度は新型コロナウイルスの影響により事業の縮小ですとか、中止等で年度当初に設定した目標の修正が必要な事業については、中間評価の時点で目標を修正しております。目標を修正した事務事業が6件ございます。又、課長マネジメントNO5、少し網掛けをしている部分ですが、「那覇市健康ウォーキング推進事業」につきましては、今年度は中止となりましたので評価の対象からは外しております。5ページ以降からは各事務事業の個別の内容となっております。今年度、特徴的なものを幾つか、ご説明いたします。

資料の6ページをお願いします。生涯学習部長マネジメントのNO1「地域学校協働活動推進事業」をご覧ください。達成状況は一部達成としております。こちらは年度目標に、①ボランティアの確保とコロナ禍に対応した活動プログラムの企画・実施。そしてもう一つに、②県の研修会への参加や先進市町村への事業視察を挙げておりましたが、コロナ禍の影響で学校や事業所との調整が充分に行えず、予定していた協働活動が中止となったため、一部達成としております。「今後の予定事項及び課題」としましては、コロナ禍でも取り組める活動を企画するとともに、モデル校での活動事例を増やして実施検証を踏まえ、今後の展開に向けた仕組みづくり等について検討していくというふうでございます。

続きまして9ページをお願いします。学校教育部長マネジメントのNO3「情報セキュリティと情報モラル指導及びプログラミング教育の充実」です。年度目標として立

てた目標を全て達成したということで「達成状況」は「達成」となっております。今年度、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備いたしました。これらのICT機器を活用した学校教育を実現するために、情報セキュリティや情報モラルに関する研修の他、タブレット導入研修など教員の研修を、今回、充実させております。「今後の予定」としては研修を充実させることは当然のこととして、3段階の教員のICT指導力に応じて、入門、基本、応用の3ステップの研修プログラム、そしてICT支援員の配置等で教員がICTを活用して、スムーズに授業を行えるように支援していきます。

続いて13ページをお願いします。課長マネジメントのNO6「公民館講座事業」をご覧ください。達成状況は概ね達成となっております。こちらは年度目標として講座のカリキュラムにオンライン参加の可能な回を設け、そして乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室のアンケートによる満足度を各97%以上の2つの目標を挙げておりました。オンライン参加につきましては、8月の末以降、全ての講座を対面式ではなくて、オンラインの講座に切り替えて実施いたしました。このオンライン講座の実施については、目標を達成しているのですが、もう一つの目標であります講座のアンケートで目標値に達しなかったため、概ね達成となっております。「今後の予定事項及び課題」としましては、対面式の講座を中心に開催しつつ、公民館に来館できない市民や若者世代へのアプローチとして、オンライン講座を開催して充実させていくということです。

そして同じく13ページの課長マネジメントのNO7「図書館運営事業の指標と目標値の設定及び評価」をご覧ください。こちら「達成状況」は「一部達成」となっております。こちらの事業につきましては新型コロナウイルス感染拡大に伴う休館ですとか、利用制限等もあり、中間評価時に年度目標を見直しております。新たに設定した年度目標は、①レファレンスの件数が760件、②ホームページのアクセス件数は290,000件を挙げておりました。「達成状況の説明」としましては、今年度の増加率から3月末でレファレンス件数が538件、これは年度目標の約70%の達成見込みとなっております。ホームページのアクセス数が284,887件で、これは年度目標の約98%で達成の見込みとなっております。「達成状況が一部達成」となっている理由については、新型コロナウイルスの感染拡大による閉館、制限開館などにより利用者減が続いておりました。それに伴ってレファレンスの件数も減ったということでもあります。只、このような状況の中でも、ホームページのアクセス数は僅かな減少となっているということも、特質していたと思われます。「今後の予定事項」としましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況にも影響されると思うのですが、レファレンスサービスの周知、ホームページの充実を更に図っていくということです。

最後に14ページをお願いします。課長マネジメントのNO9「中学校部活動指導員配置事業」をご覧ください。年度目標は、①部活動指導員を17名配置すること。②部活動における教職員の負担を軽減すること。③部活動指導員の研修を実施すること。こ

の3つを挙げておりました。これらの目標を全て達成したということで、「達成状況」は「達成」となっております。この「達成状況の説明」としましては、17名の部活動指導員を11校に配置し、配置校からアンケートで教職員の負担軽減につながっているとの回答を受けています。又、研修の中身については、生徒の安全について、そして部活の運営等についての研修をおこなっております。「今後の予定」としましては、中学校全校17校に1名ずつ部活動指導員を配置することが次年度に向けての課題となっております。各事務事業の説明については、以上です。よろしくお願いします。

田端教育長 ありがとうございました。只今の説明について、ご意見、ご質問等、お願いしたいのですが、如何でしょうか。平良委員、どうぞ。

平良委員 14ページの最後ですけれども、17名を任用して11校ということは、複数名がひとつの学校に配置される場合があるとのことだと思うんですけれども、この場合には、部活の種類が違って配置しているとか、そういうふうなことでしょうか。

田端教育長 武富学校教育部長、どうぞ。

武富部長 ひとつの学校で3名配置しているところもあるんですが、同じ部活での配置というのは男女とか、そういうふうに聞いております。全て違う種目ではありません。

田端教育長 仲本委員、お願いします。

仲本委員 同じく、この部活の指導員の件で、今の話題と少しズレてしまうのですが、今週に入っても話題になっていたんですけれども、県の部活指導者の叱責による高校生の自殺というのがありましたが、こういう部活の指導者に対するそういう人権的な、スポーツコーチングするための技術力のアップとか、行動に対しての何らかの研修が、こう決められているとか、そういうのはあるんですか。指名はするんでしょうけれど、後は、指名してノータッチというわけではないということですか。

平良主査 今年度のマネジメントの中の、年度目標の③番目「部活動指導員の研修」ということで目標を掲げているのですが、この中の内容について確認したところ、まず、子ども達に怪我をさせないための安全に関する研修。そして部活の運営に関する研修で、この中に、叱責等やらないようにというのがどの程度あるかまでは、確認は出来ていないですが、恐らく、そういった部活動の運営の部分で、そういったモノを含めて行くということも、今後、必要になってくるかと思います。

仲本委員 凄く、重大事件というか、重大なことでしたので今回の事柄が。高校の現場っていう、ちょっと特殊な現場であったみたいですが、やはり、中学生、小学生もそうですけれども、そういう部活動にたずさわる大人全体に、こういうタイミングで、話題になって世間の当事者意識が高まっている時に、こう速やかに、文書を出すなり、そういう形で、適宜的に指導して行っていただきたいなというふうに思います。研修は年2回だからとかではなくて、重大事故がある時は、適宜、ちゃんとチェックと通知で、やっていただけると良いなと思います。中々、上下関係があって、保護者も預けているというか、

やっぱり、凄く無理して見ていただいているという思いがあるので、中々、指導に口をはさむということはできないと思うんですよね。こういう部活動の場でも、教育現場でのそういう教員の人権意識というのは、凄く指導が今、厳しくされてきていますけれども、部活動というのは、ちょっと、少し甘い所が、私の目から見ると感じる場所があるので、この辺もしっかり管理していただければと思います。

平良主査 ありがとうございます。とても大事なことだと思うので、担当のほうに、そういった件、出ていたということを伝えたいと思います。

田端教育長 武富学校教育部長、お願いします。

武富部長 部活指導員は、研修は毎年4月に、担当者のほうを集めておこなっています。継続して当然やっていく部分であると思うんですけれども。後、先週ですね、実は検討委員会があって、その検討委員会の中で話し合いを持っております。その中で出た意見で、校長先生、担当も参加したんですけれども、やはり、技術もそうかもしれないですけれども、学校での部活というのは教育の視点というのが大事ということで、そういうのを意識しながら指導していくとあったので、今後も校長連絡協議会がありますので、管理職が部活動に関しましては関りが大きいので、管理職を通して、しっかりとそういった指導をしていきたいと考えています。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 今の件ですけれども、凄く大事なことだと思うんですよね。今、こういう高校の話ではあるけれども、しかし、それではないですよね。中学校でも、小学校でも、こういうことがありますので、こういう機を捉えて、あまり勝利主義に走らないような、こどもの健全・育成を図るような、そういう雰囲気づくりというのは、凄く大事じゃないかなと思うんですよ。だから、各学校にそれに関わるような文書の配布なり、教育委員会からこれをやるべきじゃないかなと思います。

田端教育長 武富学校教育部長、どうぞ。

武富部長 確認が取れないですが、県のを受けて、通知文のほう発出したと思うんですが、それを、又、確認していきたいと思います。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 それと加えて、部活動のガイドライン、県からの内容について、直ぐ徹底してくださいと、その活動時間、休み時間、部活動休業日、徹底してくださいと。今の機会です。

田端教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 やはり教員に関しては、各児童生徒の発達段階というのは、しっかり理解されたうえで指導して下さっているという理解ですけれども、外部から入れると、その競技に関しての知識があっても、やっぱり、成人とは違う発達段階であるということも、踏まえた指導というのを理解を深めてほしいなというふうに保護者としては思います。

田端教育長 今のお話しは、部活動指導員の配置事業でありますけれども、部活動を持つ全般の教

職員向けの研修というのも、非常に大事な部分じゃないかなという形に捉えて、部活動指導員のみではなくて、部活動全般という形で、本仲委員からガイドラインの順守についても出ましたので、ちょうどいい機会だと。そこら辺の周知徹底をお願いしていきたい。喜屋武委員、ご専門の立場から一言お願いしてよろしいですか。

喜屋武委員 中学校の部活動も、勿論、大事なんですけど、スポーツ少年団のところは、やはり、この管理が、中々、手が出せないとか、線が引きにくいと話があるので、そこは、引き続き、中学校は、多分、大丈夫だと思うんですけど、そこにもうちよつとふみこんでいけるような体制が検討していけたらと思います。

田端教育長 ありがとうございます。これは、社会体育の分野で指針出していますよね。

山内部長 県のガイドライン、県の運動部活動等の在り方、文化部活動もあるんですけども。運動部活動の在り方について、那覇市でも作っているんです。小学校のスポーツ少年団についてもこれに準じてやるということで、小学校長とスポーツ少年団代表者には周知するように流しているところです。これは前からですけど行って、毎年、毎年、何度も行わないと。

田端教育長 平良主査、どうぞ。

平良主査 補足で、今回、新たに策定します第3次の、これが4月からスタートするんですが、この中にも、今、部長がおっしゃった「那覇市運動部活動の在り方に関する方針」これは、部活動だけではなくて、スポーツ少年団にも準用されるということもふまえて、周知に努めます。ということで、具体的な取り組みとしてあげています。

田端教育長 仲本委員、どうぞ。

仲本委員 小児科医としては、諸外国、アメリカ、カナダとかですが、発達期にある、特に小さいお子さん達に関しては、この運動機能を高めるという意味でも、一つのスポーツだけにあまりにも特化しすぎると、スポーツ外傷の発生も高くなるということもありまして、一つのスポーツに関して3ヶ月以上継続しない。3ヶ月とか、4ヶ月とか、州によるらしいんですけど、アメリカの州によっては、4ヶ月ごとにスポーツをローテーションするよというような考え方も、今あって。身体的な発達の面から、いろんなスポーツを経験したほうが良いということもあるのと、後は指導者との、不適切な関係性というのが、膠着しないよという意味もあるんですよ。あまりにも一つのスポーツで関係性が膠着してくると、上下関係で、どうしても、こう、人権が損なわれるような事態に陥りやすいというのもある。こんな指導の方法もあるんだなということを、指導者が変わることで、子ども自身も、これだけが正解ではないというような体験をしていく、ということを取り組んでいるよという国もあるので。そういうことで、スポーツ外傷の面だったり、今時、熱中症も、本当にあり得ないんですけど、そういう事故だったり、人権を損なうような不適切な関係性が出来てしまうということは、本当に健全育成の面でとても憂慮すべきことなので。その辺は、しっかりと、特にスポーツ団ですが、小

さい頃に、そういう人権意識を、しっかり育てないといけないので、こういう大きなことがあって、世間の気持ちが高まっている時が、一番良いので、そのたびに通知を何度も出すということで、段々、文化として醸成されていくのではないかなと思います。

田端教育長 本仲委員、どうぞ。

本仲委員 第1回の校長研修会がありますよね。その中で、那覇市の部活動のガイドライン、重点目標の一つで、今年度、徹底してやりますと。今回の事案に関して、すごくいいタイミングだと思う。やはり困っている校長先生方もいらっしゃるんですよね。板挟みになっていることも。だから教育委員会は、そういう道筋を示してあげることは学校現場にとって非常に心強いんじゃないかなと僕は思います。

田端教育長 ありがとうございます。手始めに、校長会でしっかり周知を図ると。又、この後も、何度も、何度も、機会を見つけてやっていくという形のお願いをしていきたいと思います。ほかにありますでしょうか。喜屋武委員、どうぞ。

喜屋武委員 ちょっと、教えていただきたいんですけども、13ページの課長マネジメント一覧表で、一部達成となっています「図書館運営事業の指標と目標値の設定及び評価」の年度目標についてなんですが、レファレンス件数が、今、760件、半分くらいというような話ですけど。この件数を増やしていくには、どのようにして行ったら良いのかと。依頼されている所が、学校なのか、一般市民なのか、企業なのか。ニーズがどこにあって、コロナだから、本当に減ったのか、どういうことをレファレンスされているのかということを、ちょっと教えていただけますか。

田端教育長 田端副部長、どうぞ。

田端副部長 レファレンスは電話、窓口でも行われておりまして。窓口が主になるんですけど。内容も、こんな本をさがしていますとか、うろ覚えの中から本を探す場合。郷土でどうしているかを調べています、とくると、こんな本がありますということで提供することとか。レファレンスは、本に関することならすべて。目標を数におくことが正しいかどうか。やはり来館した方が欲しい本がさがせるように、お手伝いをするということであれば、一定数の数は目標になるのかなということと、今回、コロナで規制で、本は貸すけれども館内には入れない期間があり、やはり、来館してレファレンスを受けるというのは、コロナの影響で落ちているというのはあると思います。只、来館者もレファレンスも、全体的に、長期でみると落ちてきているというのはあります。昔と違って、インターネットで全部自分で検索をかけて、いろいろな情報がとれるので、レファレンスがどんどん伸びるという状況にはないのかなと。

喜屋武委員 わかりました。今、この数字をこうして置いて、一部達成というのが、中々、難しいのであれば、違う所に目標を置いた方が、逆に満足度を図るとか。ニーズの満足度で、スタッフの皆さんが、あらゆる角度から情報を持っていて満足しましたみたいなのところに持って行った方が、このマネジメントは良いのかなというふうに、ちょっと感じまし

た。

田端教育長 そこら辺の、図書館事業の満足度が高まるように指標の設定というのを、これから先、もう少し研究していただきたいと思います。山内部長、どうぞ。

山内部長 コロナで来館者数もレファレンス数も減っているんですが、10月位から、貸し出し冊数というのは、どんどん伸びて来ています。1人の方が多く借りて帰るということで、市民がウィズコロナということで、本を読もうという意識が高まってきているので、その辺も、もう少し拡充させていきたいということで、両方とも図書館の課題としてやって行きたいという話でございました。

喜屋武委員 わかりました。ありがとうございます。

田端教育長 ほかにありますでしょうか。進行してよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、ご意見等ないということですので、報告4「令和2年度教育行政マネジメントシステムの実施結果について」は、終了いたします。ありがとうございました。

議案第41号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」を議題といたします。山内生涯学習部長、お願いします。

山内部長 議案第41号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」、那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。令和3年3月24日提出。教育長 田端 一正。提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条各項に規定する意見の申出に関する事務を学校教育課の分掌事務に追加し、併せて字句整理を行うため、この案を提出する。内容は総務課が説明します。

田端教育長 仲程総務課長、お願いします。

仲程課長 1ページ、この表の左側が改正前、右側が改正後ということでございます。まず改正後のほうです。右側のほうですけれども、9号、法第27条各項に規定する意見の申出に関することを、学校教育課の分掌事務に追加を行います。この法第27条というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条のことで、幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育課程に関する基本的事項の策定、その他の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有する事務について、地方公共団体の長は、教育委員会の意見を聞くこととなされております。この事務を学校教育課の事務に位置付けるものでございます。

次に改正前の16号については、改正後の17号「学校安全(スクールゾーン等を含む)に関すること」と、18号「日本スポーツ振興センターが実施する災害共済給付に関すること」に、解かりやすく分けて規定するというところでございます。

次に教育相談課の分掌事務の3号ですが、適応指導教室に関することを、現在、使用している名称の自立支援教室に改正をします。これは令和元年10月発出の文部科学省通知の中で、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、学校に登校する

という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があることと示されたことにより、教育相談課では、既に名称を変更しておりましたので、それを整理するというものでございます。説明は以上です。

田端教育長 ありがとうございました。只今の件につきまして、ご意見、ご質問等、お願いしたいと思います。如何でしょうか。それでは議案第41号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

田端教育長 ありがとうございます。議案第41号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、議決いたしました。お疲れ様でございました。

以上を持ちまして、令和2年度第22回教育委員会会議(定例会)を終了いたします。

案件の審議結果

報告1	教育長が臨時代理したことについて	承認
議案第40号	特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決
議案第41号	那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決